

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		危険物製造所等の完成検査済証の交付
根拠法令等及び条項		消防法第11条第5項本文
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審 査 基 準	根拠条項	危険物の規制に関する政令第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>危険物の規制に関する政令</p> <p>第8条 法第11条第5項の規定による完成検査(以下「完成検査」という。)を受けようとする者は、その旨を市町村長等に申請しなければならない。</p> <p>2 市町村長等は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、当該製造所等の完成検査を行わなければならない。</p> <p>3 市町村長等は、完成検査を行った結果、製造所にあつては第9条及び第20条から第22条まで、貯蔵所にあつては第10条から第16条まで及び第20条から第22条まで、取扱所にあつては第17条から第19条まで及び第20条から第22条までにそれぞれ定める技術上の基準(法第11条の2第1項の検査(以下「完成検査前検査」という。)に係るものを除く。)に適合していると認めるときは、当該完成検査の申請をした者に完成検査済証を交付するものとする。</p>	